

## 2008年(平成20年)「改正」少年法の施行3年後見直しに関する意見書

2011年(平成23年)10月18日

日本弁護士連合会

2008年(平成20年)に「改正」された少年法の施行3年経過後の見直し(法附則3条)に関する当連合会の意見は、以下のとおりである。

なお、同附則3条は、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、...この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定めているところ、当連合会としては、「改正」法の施行状況に関する調査結果を踏まえて、法の運用面を含め、今後改善が必要と思われる事項に関して、政府及び関連機関に対し、意見を述べるものである。

### 意見の趣旨

- 1 家庭裁判所は、2008年(平成20年)の少年法「改正」に当たり、政府提出法案の条文が国会で修正された意義を再度確認し、被害者等の審判傍聴を許可するに当たっては、「少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるとき」との要件を慎重かつ厳格に判断すべきである。
- 2 家庭裁判所は、被害者等に審判傍聴を許可した場合でも、傍聴を許す手続の範囲について、被害者等の一時退席の措置(少年審判規則31条1項)などを含め、適切に判断・運用すべきである。
- 3 家庭裁判所は、被害者等が審判を傍聴する事案において被害者等からの意見聴取(少年法9条の2)を行う場合は、聴取の方法について慎重かつ適切に判断すべきである。審判の際の意見聴取は、一旦休廷した上審判廷外で行う、あるいは、審判廷から少年を退席させた上で行うことを原則とすべきであり、例外的に、少年が在廷する審判廷での意見聴取を認めようとする場合には、被害者等の意見内容を直前に改めて把握した上で、特に慎重に判断すべきである。そして、最高裁判所は、これらの点を明示する規則の制定を検討すべきである。
- 4 政府及び最高裁判所は、審判傍聴制度の適切な運営・運用を確保するため、家庭裁判所の人的・物的な態勢を早急に充実させるべきである。

### 意見の理由

第1 2008年(平成20年)少年法「改正」に至る経緯と「見直し」の視点

- 1 少年審判手続に関しては、2000年(平成12年)の少年法「改正」により、被害者等に対する配慮の制度として、被害者等による記録の閲覧・謄写、被害者等の申出による意見聴取、被害者等に対する少年審判の結果等の通知が導入された。これらの制度の導入については、当連合会も基本的に賛成し、併せて、被害者等に対する国の経済的・精神的援助や法的支援を手厚くすべきであると主張した<sup>\*1</sup>。
- 2 その後、2008年(平成20年)の少年法「改正」において、故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、業務上過失致死傷罪等(、のいづれも、被害者を傷害した場合にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。)の事件を対象とした被害者等の少年審判傍聴制度の導入が議論されることとなった。この制度の導入について、当連合会は、下記の理由により、少年法の理念を損ねるとして強く反対した。そして、2000年「改正」の諸制度について、家庭裁判所が被害者に広報してその活用を求めべきであると主張した。また、審判の場とは別に、事案に応じて被害者・加害者が協議する制度を導入すべきであると提言した<sup>\*2</sup>。

**【少年審判傍聴制度に当連合会が反対した主な理由】**

少年が精神的に萎縮し、率直に心情や事実関係について発言することを妨げるおそれがあり、事実関係が明らかにならなくなる可能性がある。

審判関係者は少年等のプライバシーに配慮せざるを得ず、要保護性(資質、成育歴、養育環境など)に関する事情を扱いつらくなり、裁判官が適切な処分を選択することを困難にする。

裁判官も、被害者等の存在を意識するあまり、少年の責任追及を中心とした手続となりかねず、懇切を旨とする審判(法22条)の教育的・福祉的機能が後退する。

審判廷は非常に狭いため、保安上のトラブルが発生するおそれがある。

- 3 以上のような当連合会の意見や、少年司法関係者、市民、及び審判傍聴制度に反対する被害者グループ等の声が国会に寄せられた結果、2008年(平成20年)法「改正」の国会審議においては、民主・自民・公明の三党の提案によって、政府案に対して以下のような法案修正が行われた。

\*1 当連合会「少年事件被害者の少年事件手続への関与等に関する規定」(2000年3月)

\*2 当連合会「犯罪被害者等の少年審判への関与に関する意見書」(2007年11月21日付)

【国会で修正された主要な点】

第一に、被害者等の審判傍聴を許す場合の要件について、政府案では、単に「相当と認めるとき」とされていたのに対して、「少年の健全な育成を妨げるおそれがなく」との文言が加えられた。

すなわち、傍聴許可の要件は、少年法の理念と目的を尊重する視点から厳格に絞り込まれたのであり、ここに今回の立法者の意思がある<sup>\*3</sup>。その意味で、この条文修正の意義は極めて重要である。

第二に、被害者等の審判傍聴を許すには、あらかじめ弁護士付添人の意見を聴かなければならないとし、少年に弁護士付添人がないときは、少年及び保護者が「弁護士付添人はいない」との明示の意思を表示した場合を除き、裁判所は弁護士付添人を付さなければならぬとした。

すなわち、少年の健全育成を妨げるおそれが生じないようにするための手続が制度的に保障されたのである。

第三に、12歳未満の少年の事件を傍聴対象事件から除外した上で、14歳未満の少年の事件での傍聴については、「少年が精神的に特に未成熟であることを十分に考慮しなければならない」と明記した。

\*3 この修正の意義について、参議院法務委員会では、次のような質疑がなされている。

委員からの「修正で付された健全育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときということと、少年法の健全育成に照らして相当と認めるときということは、意味は同じでしょうか」との質問に対し、修正案提案者は「健全育成に照らしてという場合には、少年の健全育成ということと、被害者の心情や被害者の傍聴の権利とか、そういうのをある程度比較をするような、ニュアンスがあるのではないかと。しかし、そうではなくて、この健全な育成を妨げるおそれがないということが、より縛りを掛けていくというような表現だというふうに考えております」と答弁した。さらに、質問者が「そうしますと、修正の意味は、少年法の理念達成のために相当な場合に認めようという、私が紹介した意見というのはそういう御趣旨の意見だろうと思うんですけども、提案者の方々としては、その表現よりもより厳しく少年法の理念、健全育成を害させないと、そういう理解で提案されているということですね。」と問うたのに対し、修正案提案者は「大体そのとおりでございます。より明確にしたと。少年の健全育成、この理念というのに合うという形で、おそれがないということで、その基準を明確にしたと、こういうことでございます。」と答弁している（2008年6月10日参議院法務委員会議事録26ページ）。

以上のとおり、2008年（平成20年）「改正」法は、少年審判の理念・目的があくまでも少年の立ち直り支援にあることを再確認している。「改正」法の3年後見直しにおいては、このような国会の立法意思が、法の運用において、尊重され、遵守されているのかが検証されなければならない。

## 第2 審判傍聴の運用状況

### 1 概況

最高裁判所のまとめ<sup>\*4</sup>によれば、2008年（平成20年）12月15日から2010年12月31日までの約2年間で、傍聴の申出がなされた176件のうち、152件について傍聴が実施されている。

裁判所が傍聴を認めなかった21件（申出の取下げが3件）をみると、その大半は、審判が開始されずに事件が終局したことによるもの、及び被害者を傷害した事件においてその生命に重大な危険を生じさせなかったと判断されたものであり、傍聴につき「相当性がない」と判断されたことによるものは、わずかに3件である。

### 2 審判傍聴のもたらす影響

当連合会が実施した付添人担当会員に対する聞き取り調査等によれば、審判傍聴が実施された事案では、以下のような影響が生じている（本意見書末尾添付の「聞き取り調査等の結果・まとめ」参照）。

#### (1) 少年に対する影響

被害者等が傍聴していることによって少年が受ける緊張感や心理的圧迫には、大きなものがある。少年の年齢・資質や事案の内容等によっては、被害者等が傍聴する中では少年が十分に供述をすることができない、という状況が出現している。

特に、被害者等が傍聴している前では、非行に至るまでの被害者側の事情などについて、少年が率直に供述することが難しい場合も少なくなく、事案の真相解明を困難にしかねない状況も生じている。

#### (2) 裁判所に与える影響

裁判官の中には、傍聴する被害者等を意識する余り、審判で少年を糾問的に追及するばかりであったり、限られた時間の中で審理が被害者等の心情に関する点に偏ってしまうなど、審判の教育的機能という面からは問題

---

\*4 最高裁判所ホームページ「平成20年改正少年法の運用の概況」参照。

と思われる対応が見られる。

また、裁判所全体としてみても、狭い審判廷内で不測のトラブルが生じないように、保安等の態勢作りに相当な労力が割かれている模様であり、現場ではかなりの負担が生じているものと考えられる。

### (3) 審判における被害者等の意見聴取の影響

被害者等が傍聴する審判において、裁判所が被害者等の意見を聴取する例が見られるが、その中には、被害者等が少年に向かって、「本当は今すぐ殺したい」「殺人鬼、自殺できないなら死刑です」「くずであり悪魔であるから、幸せになることは許されない」との意見を述べた例があり、審判後に少年が心身に変調を来した、との報告もある。

以上のとおり、審判傍聴制度の導入によって、被害者等の「知りたい」という欲求が一定程度充足される面がある一方で、少年や審判手続には、重大な影響が生じている。特に、被害者等の傍聴や意見が少年にいかなる影響を及ぼすかについては、本来、相当期間にわたる検証が必要な問題であり、その評価に当たっては、より慎重な姿勢が求められる。

## 第3 法施行後3年に当たって見直すべき点

### 1 傍聴の許否に関する判断について（意見の趣旨第1項）

裁判所が被害者等の傍聴を許すには、あらかじめ弁護士付添人の意見を聴かなければならない（法22条の5第1項）。この点、付添人としても、事案によっては、少年の状態や、事前に被害者側と接触した状況などを踏まえ、「傍聴を許すべき」との意見を述べる（あるいは特段の意見を述べない）場合もあるが、被害者等の傍聴が与える上記影響を考慮し、法の要件である「少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるとき」には当たらないとして、「傍聴を許すべきでない」との意見を述べるものが少なくない。

しかしながら、裁判所が「相当性がない」として傍聴を許さなかったのは、既に述べたとおり、176件中わずか3件にとどまっており、法が、被害者等の審判傍聴を許すには、「あらかじめ付添人の意見を聴かなければならない」とした上で、単に「相当と認めるとき」とせず、「少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるとき」に限って傍聴を認めるとしている趣

旨(前記法案修正の趣旨)が軽視されているものといわざるを得ない<sup>\*5</sup>。また、被害者等の傍聴が許された152件のうち、少年が15歳以下であったのが30件(約20%)、13歳の触法少年についても4件に上っており、法が、触法少年につき「精神的に特に未成熟であることを十分考慮しなければならない」(法22条の4第2項)とし、年少の少年に対して特別の配慮を求めている趣旨が、実務において徹底されていないのではないかと考えざるを得ない。

被害者等の傍聴が少年に与える心理的な影響は大きく、被害者等からの意見聴取ともあいまって、審判後に心身の変調を来してしまう少年さえいる。審判数日前に自傷行為に及ぶなど、精神的に不安定な少年の事件ですら、審判傍聴が許された例もあり、被害者等の意見内容を含めた審判の状況次第では、まさに取り返しのつかない結果となる危険性も否定できない。

以上からすれば、裁判所には、国会審議により修正された「少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当」との法文の趣旨を十分に踏まえ、付添人の意見を尊重しつつ、傍聴の相当性を慎重かつ厳格に判断する姿勢が求められる。

## 2 傍聴を認める審理の範囲について(意見の趣旨第2項)

裁判所が被害者等に傍聴を許す場合であっても、必然的に審判手続の全てにつき傍聴を許すべきものではなく、裁判長が必要と認めた場合には、少年審判規則31条1項に基づき、被害者等を審判廷から退席させることが可能である。

特に、被害者等に関する事情や少年の生育歴・家族関係等のプライバシーに関わる事実などに関する場面、さらに、少年への教育的働きかけを尽くす観点から必要な場面などにおいては、かかる一時退席の措置が適切に講じられるべき場合があり、実際にも、そのような措置が講じられたことにより、適切な審判運営がなされたと評価できる事案もある。

よって、裁判所には、被害者等が傍聴する審判でも、一時退席の措置を講

---

\*5 なお、最高裁判所は、前出の「平成20年改正少年法の運用の概況」において、審判傍聴制度について「被害者等から審判の傍聴の申出があり、少年の年齢及び心身の状態等を考慮して、相当と認めた場合には、傍聴を許すことができる」としており、そこには、国会が加えた「少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるとき」という文言がない。このことは、最高裁判所が、2008年の国会における条文修正を軽視している表れではないかと考えられる。

じることなどにより，被害者等に傍聴を許す手続の範囲について，適切に判断・運用することが求められる。

### 3 意見聴取の在り方について（意見の趣旨第3項）

被害者等の意見聴取は，既に2000年（平成12年）の少年法「改正」により導入されており，その方法は，調査官によることも可能であり，また，審判期日外に実施することも可能であって，審判期日に少年の面前で実施されなければならないものではない（法9条の2）。この点で，刑事訴訟におけるいわゆる被害者参加制度とは異なるものである。

事案によっては，被害者等から，少年の人格や生存さえも否定するような意見が述べられることもあり，これを少年に直接聞かせることには極めて問題があることは，既に述べた事例からも明らかである。

したがって，被害者等が審判を傍聴する事案において裁判所が被害者等から意見を聴取する場合には，その時期・場所等について慎重に判断される必要がある。被害者等が審判を傍聴する際に意見聴取を行う場合でも，一旦休廷をした上で審判廷外において意見を聴取する，あるいは，審判廷から少年を退席させた上で（規則31条2項）被害者等から意見を聴取する，という運用を原則とすべきである。例外的に，少年が在廷する審判廷での意見聴取を認めようとする場合には，裁判所がその直前に改めて被害者等の意見内容を把握した上で，少年の健全育成（法1条）をはかるという観点から，極めて慎重に判断すべきである（意見聴取の結果，その内容を少年に聞かせるのが相当と判断される場合には，裁判官から少年に被害者等の意見を伝える，という方法もある）。

そして，最高裁判所は，被害者等が審判を傍聴する事案における被害者等の意見聴取の方法について明示する規則の制定を検討すべきである。

### 4 家庭裁判所の人的・物的な態勢について（意見の趣旨第4項）

審判傍聴制度の運用に当たり，家庭裁判所においては，被害者等に対する制度の告知や被害者調査，必要な事案での合議体の構成，付添人への求意見や事前の進行協議，さらに，審判傍聴が安全かつ円滑に実施されるための事前準備や保安態勢の確立などのため，裁判官，書記官及び調査官等の裁判所職員の負担が増大している。

また，被害者等の傍聴に対応できる広い審判廷がある家庭裁判所は限られており，さらには，被害者等のための待合室の確保など，審判傍聴制度を安全かつ円滑に実施するための物的設備には未だ不十分な点がある。

よって，審判傍聴制度を適切に運営・運用するための，家庭裁判所の人的

・物的な態勢を早急に充実させる必要がある。

## 5 その他の問題について

### (1) 対象事件の範囲について

審判傍聴制度は、少年審判の大原則である非公開原則の例外であり、また実際にも、既に述べたきたように少年・審判に与える影響は深刻である。

よって、制度の対象は、被害者が死亡した事案又はこれに準ずる事案に限定するのが相当であり、現行法で定める対象事件の範囲を拡大すべきではない。

### (2) 加害者・被害者協議について

被害者等の審判傍聴（及び被害者等の意見聴取）により、少年に被害者等の思いを理解させ、内省の深まりが期待できるのではないかと、という見方もあるが、事件発生から間もない時期に審判廷でそれを行うことには、様々な面から無理がある。

むしろ、そのような目的を達するためには、被害者及び少年双方の同意を前提とした「少年事件協議（被害者・少年等協議プログラム）」の実現に向けた取組を進めるべきである<sup>\*6</sup>。

## 第4 最後に

以上のとおり、当連合会は、家庭裁判所に対し、2008年（平成20年）の「改正」に当たって、政府提出法案の条項が国会で修正された意義を再度確認し、修正条文及び少年法の目的（第1条）に沿った審判運営が行われるよう、強く求めるとともに、政府及び最高裁判所に対し、家庭裁判所の人的・物的態勢の充実を求めるものである。

あわせて、当連合会としては、今後とも会員に対する研修を強化することなどにより、2008年（平成20年）「改正」法の趣旨の徹底を図り、会員が、少年の付添人として、少年の資質・環境に関する情報、及び被害者等の置かれた状況などに関する情報を可能な限り収集し、これを裁判所に提供して審判傍聴の在り方を慎重に協議するなどの活動を通じて、また、被害者等の付添者（法22条の4第3項）として、少年法の目的・手続を踏まえつつ、被害者等の不安や緊張を解消し、必要な法的助言も含めた適切な対応を教示するなどの活動を多くの被害者等に対して実践することを通じて、それぞれ、審判傍聴制

---

\*6 前掲「少年事件被害者の少年事件手続への関与等に関する規定」



度が「少年の健全な育成を妨げるおそれ」がない形で適切に運用されることを実現すべく、更に努めていく所存である。

以上

## 「犯罪被害者等の少年審判傍聴」聞き取り調査等の結果・まとめ

回答件数：51件（2011年5月末時点）

傍聴の許否に関する付添人の意見

- ・傍聴を許すべきでない：25
- ・しかるべく、特に意見なし：17
- ・傍聴を許すべきである：12

1件で複数の傍聴申出があり、申出者毎に異なる意見を述べた件があることから、総数は回答件数を上回る。

付添人の意見の理由（主なもの）

「許すべきでない」としたもの

- ・少年が動機や被害者との関係について話しにくくなり、十分な審理ができない。
- ・事件から間もなく、遺族感情も強い。少年が萎縮して審判が円滑にできないおそれ。
- ・少年に障害があり、事件後の精神的動揺も大きく、保安上のトラブルが生じたり、健全育成を害するおそれがある。
- ・少年が年少であり、健全育成が害されるおそれ。被害者と少年が友人。
- ・被害者両親の対応と少年の年齢からみて不相当と判断。
- ・既に公判を経て遺族も毎回傍聴していた。少年にとっての心理的負担が想像以上。

「仮に許可する場合には」として、入廷時の配慮や一部退席を求めたものあり。

「しかるべく」としたもの

- ・少年・保護者に相談したところ、特に異議がなかった。
- ・傍聴申出者は少年に同情的、宥恕の念を示していた。
- ・少年が年長。審判廷できちんと反省と謝罪の気持ちを伝えたかった。

「許すべきである」としたもの

- ・被害者と事前に接触した状況から、弊害はなく、教育効果が期待できると判断。
- ・少年が遺族に謝罪している態度や人格を示す必要があると判断。
- ・被害者の心情や示談交渉への影響に配慮。少年に重大性を自覚してもらうため。

傍聴の許否に関する裁判所の判断

- ・傍聴許可：49
- ・傍聴不許可：3

1件で複数回審判期日が開かれ、期日毎に許可・不許可とされた件があることから、総数は回答件数を上回る。

傍聴者および付添者の数

- ・傍聴者1名：8
- ・傍聴者2名：9
- ・傍聴者3名：6
- ・傍聴者4名：1
- ・傍聴者1名と付添者1名：3
- ・傍聴者1名と付添者2名：1
- ・傍聴者2名と付添者1名：6
- ・傍聴者3名と付添者1名：4
- ・傍聴者3名と付添者2名：1
- ・傍聴者4名と付添者4名：1
- ・回答なし、不明：9

被害者等が傍聴した審理の範囲

- ・審判期日全部：36
- ・審判期日の一部：8（少年の生育歴等に関する審理部分等で被害者等を一部退席）
- ・回答なし、不明：5

## 被害者等の意見聴取

### 意見の内容（主なもの）

- ・生前の被害者の様子。事件後に遺族がどれだけ苦しい思いをしているか。
- ・極刑にして欲しい。厳しい処分を求める。とても人間のすることとは思えない。
- ・死んだ被害者と同じ苦しみを味わって、死んで欲しい。
- ・本当は少年を今すぐ殺したい。更生するとは思わない。くずであり、悪魔であるから、幸せになることは許さない。
- ・被害者の少年に対する態度に問題があった。寛大な処分をお願いしたい。
- ・少年を宥恕し、今後に期待する。
- ・何故このようなことになったか。親の責任は。
- ・犯行態様が異なる。「記憶がない」というのは事件に向き合っていないのでは。

被害者の厳しい意見を聞いた少年が審判後に心身の変調を来した、という事例がある。

### 聴取の方法に関して

- ・事前に提出されていた意見書を読み上げる形で行われた。
- ・少年を審判廷から退出させて意見聴取が行われた。
- ・遺族を裁判官と書記官の間に移動させたうえで意見聴取した。

## 付添人の感想等（主なものを項目ごとにまとめた）

### 傍聴に消極的な意見

- ・代理人でも緊張する。少年にとっての影響は大きい。もともと口べたな少年だったが、緊張してうまく話せなくなってしまった。特に、被害者側の問題や事件の動機などにつき、遺族が傍聴している前では少年が萎縮をせずに話すことはできず、真相を明らかにすることが期待できない。
- ・裁判官の質問が、被害者側を意識しすぎており、教育的機能上問題を感じた。少年が罪を犯したという観点が強調された審判になったように思える。プライバシーの問題を気にしてか、通常ならばするであろう踏み込んだ質問をしなかった。
- ・プライバシー情報の流出が気になった。少年の性格検査の内容を踏まえた調査官の意見まで知られてしまい、問題があった。
- ・審判の限られた時間のなかで、意見聴取に多くの時間を割かれてしまった。
- ・少年には期待したほど内省の深まりが見られなかった。
- ・今回の件ではトラブルはなかったが、被害者の処罰感情が激しい事案や、少年と被害者の主張に対立がある場合などでは、審判運営が非常に難しいだろうと感じた。
- ・被害者の気持ちを少年には知って欲しいが、少年が衝撃を受けすぎると、その後の更生に影響しないかと心配にも思った。事件後まもない時期に被害者傍聴を認めることは、少年にとってマイナスに働く可能性があり、賛成できない。少年が被害者の声を聞くことにはよい面もあるが、審判の場でやるべきことではないのではないかと。
- ・逆送が明らかな事件で傍聴を認める必要があるか。被害者側は公判でも傍聴が可能。成人との共犯事件では、少年だけが事件から間もない時期に被害者側と接触する機会になり、公判も含めて複数回意見聴取（陳述）がされるのは、制度上問題。
- ・裁判所全体が物々しい雰囲気だった。少年審判の目的を損ねかねない。

### 傍聴に積極的な意見

- ・事件について「知りたい」という被害者の希望は、ある程度充たされたのではないかと。
- ・少年が事件の重大さを実感するうえでは良かった。少年の内省が深まったと思う。
- ・被害者等に対して少年の反省の気持ちや態度を伝えることができて良かった。
- ・遺族から励ましの言葉をかけられ、人の温かさを感じたのではないかと。
- ・裁判官は、被害者が傍聴する中でも、少年に立ち直りを求め丁寧に語りかけていた。